

# 多様な農業人材支援事業実施要領

制 定 令和6年6月17日付け6農経第62290号  
最終改正 令和8年3月31日付け7農経第296528号

## 第1 目的

農業従事者の急激な減少や高齢化が進む中、本県の地域農業の持続的発展を図り農地を守っていくためには、担い手だけでなく、兼業農家や定年帰農者など多様な農業人材の確保・育成する必要がある。このため、将来にわたって農地を利用する意欲ある認定農業人材の経営発展を支援するため本要領を定める。

## 第2 事業の内容等

事業種目、実施主体、事業の内容、事業実施期間、採択基準、補助率及び補助上限は別表、実施基準は別記のとおりとする。

## 第3 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体は実施計画書（別記様式2）を作成し、市町長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 市町長は、事業実施主体から提出された実施計画について十分審査を行うとともに事業実施主体が複数の場合は、事業総括表（別記様式1-1）、を追加して提出し、知事の承認を受けたのちに事業実施主体への承認を行う。
- 3 1の承認は、当該実施計画が事業の採択基準等を満たし、かつ、事業規模が適切であって、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合に行うものとする。
- 4 実施計画の重要な変更について以下の場合については、1から3に準じて手続を行うものとする。
  - (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 事業実施内容の変更
  - (3) 補助金の増額を伴う事業費の増

## 第4 助成措置

知事は、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成を行うものとする。  
なお、香川県の定める他の助成措置を受ける事業は、本事業の対象から除外する。

## 第5 農業共済及び収入保険等の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等の積極的な活用を図るものとする。

## 第6 指導推進

市町長は、当該事業により整備された機械・器具等を実施計画に沿って適正に管理運営し、適正な推進が図られるよう農業改良普及センター等関係機関と連携し指導するとともに、その状況把握に努めるものとする。

## 第7 事業の実施報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、同事業費補助金交付要綱第8の規定に基づく実績報告に実施報告書（別記様式2）を添付するものとする。

## 第8 事業の実施状況報告

事業実施主体は、別記様式6の事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度から3年間、

市町長を経由して毎年5月末日までに知事に報告するものとする。

## 第9 その他

- 1 この要領に規定する事業実施計画及びその他の書類は、農業改良普及センター所長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 この要領に規定するもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則 この要領は、令和6年6月17日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事業名	事業実施主体	事業内容	事業実施期間	採択基準	補助率 〔補助上限〕	重要な 変更
多様な農業人材支援事業	認定農業人材  ※機械の共同購入かつ利用を目的に、認定農業人材2名による共同申請も可とする。	(1) 経営計画の達成に必要な機械・施設の整備について支援する。 (2) ビニール温室など遊休施設の解体、移設、補修に要する経費並びに付帯施設の整備について支援する。	1年間	多様な農業人材支援事業実施基準のほか、下記にあげる全ての項目をみたすこと  (1) 事業実施年度内に市町が策定する地域計画に位置づけられること (2) 事業実施年度の翌々年度（目標年度）までに事業実施主体が設定した農業経営の目標の達成が確実に見込まれること	県 1/6 以内 〔100 万円〕 市町 1/6 以内 〔100 万円〕  県と市町は同額、同率の補助を行う	(1) 事業実施主体の変更  (2) 事業実施内容の変更  (3) 補助金の増額を伴う事業費の増

## 別紙

### 多様な農業人材支援事業実施基準について

#### 1 事業実施主体

事業実施主体は、認定農業人材であり、下記の基準をすべて満たすこと

- ア 事業実施年度内に市町が策定する地域計画に位置づけられること
- イ 事業実施年度の翌々年度（目標年度）までに事業実施主体が設定した農業経営の目標の達成が確実と見込まれること
- ウ 農業改良普及センター等が開催する農業講座に積極的に参加すること
- エ 地域農業の維持・発展に貢献する強い意志を有していること。

#### 2 補助事業となる事業内容等

事業実施主体が自らの経営において使用するために整備するものであって、以下の全ての基準を満たすこと。

- ア 補助対象とする機械・施設の規模は、事業目的に合致し、作業面積等に沿った能力の機械であること。過度な設備投資を避けるため、事業実施主体の保有する同種の機械・施設の導入状況を勘案し、採算性に配慮した利用計画とする。
- イ 機械・器具等の効率的かつ効果的利用を十分に配慮したものであること。
- ウ 次に掲げる項目に該当する場合は補助対象としない。
  - ①栽培作物に合致していない機械・施設
  - ②軽トラックや普通トラックなど汎用性の高い機械
  - ③バックホーなどの建設用機械
  - ④農業用倉庫、作業場
- エ 事業費の下限は30万円とする。
- オ 当該事業により整備された機械・器具等には、当該事業名を表示する。
- カ 補助対象は表1のとおりとする。

表1 対象となる機械・器具、施設等

事業の内容	工種又は施行区分
営農用機械・器具本体	乗用トラクター、自脱型コンバイン、田植機、定植機、防除機、畦立機など
アタッチメント	ロータリーハロー、ハンマーナイフモアなど
集出荷機械・器具	乾燥機、選別機、予冷库、洗浄機など
栽培管理用機械施設	栽培温室、暖房施設、換気施設、防鳥獣施設、防風ネット、雨よけ施設など

上記のほか、経営計画達成のため知事が必要と認めるもの

#### 3 実施に当たっての留意点

##### (1) 機械施設導入の場合

- ア 単なる機械の更新は補助対象外とする。
- イ 補助対象とする営農用機械・器具等は、原則として耐用年数が概ね7年以上のものとする。  
ただし、営農計画の達成に必要な場合、畦畔除草用の刈払機など耐用年数が7年以下の機械類も対象とする。  
なお、中古機械・施設等を導入しようとする場合は、新品と比較し事業費が低減され、価格の適正性等が確認されたものであり、中古資産耐用年数が2年以上のものであること。
- ウ 事業実施年度の翌々年度（目標年度）における対象作物の作付品目の合計面積が原則、経営計画

承認時の目標年度の80%以上とする計画はあること。

## (2) 遊休施設整備の場合

既存の施設及び資材の有効利用並びに初期投資の軽減を図る観点から、以下の条件を全て満たす場合に限り、直営施工費を除く遊休施設の解体、移設、補修（以下「補修等」という。）に要する経費並びに附帯施設整備を補助対象とする。

ア 遊休施設の補修等及び附帯施設を整備する施設は、原則、表1の栽培管理用機械施設のとおりとする。

イ 新設、新築と比較し、事業費が低減されるものであること。

ウ 売買等契約により、施設の所有権移転等を事前に行うこと。

エ 補助事業等により整備した施設を活用する場合、処分制限期間内の施設にあつては、財産処分の手続きを事前に行うこと。

オ 補修等により適正な耐用年数を有すること。

## 4 施設の管理運営

事業実施主体は、当該事業により整備された施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、目的に即して最も効率的な運用を図るとともに、各種保険を積極的に活用するものとする。

## 5 交付の条件

(1) 市町が県と同率、同額の補助を行うこと。

(2) 本事業の活用は、1事業実施主体につき1回限りとする。

## 6 事業の実施

県は要望調査を実施し、以下の基準により及び表2配分基準表に基づき付したポイントを基準として、予算の範囲内で、事業実施主体の候補者を選定し、市町に通知する。

ア 実施計画の目標が妥当なものか。又実現可能性があるか。

イ 事業実施計画が地域農業の維持・発展につながるものであるか。

ウ 機械・施設の規模は、事業目的に合致し、作業面積等に沿った能力のものであり、過剰な投資となっていないか。

表2 配分基準表

No.	項 目		ポイント
1	作付面積の拡大 (いずれか選択)	ア 10a 以上作付面積を拡大する (園芸・果樹品目の場合は5a 以上拡大する)	1
		イ 30a 以上作付面積を拡大する (園芸・果樹品目の場合は10a 以上拡大する)	2
		ウ 70a 以上作付面積を拡大する (園芸・果樹品目の場合は15a 以上拡大する)	3
		エ 100a 以上作付面積を拡大する (園芸・果樹品目の場合は20a 以上拡大する)	4
2	積極的な営農展開 (複数選択可)	ア 農作業受託面積を拡大する	2
		イ 新たな品目に取り組む	2
		ウ 環境にやさしい農業技術に取り組む	2
		エ スマート農業機械の導入	2
3	販売金額	ア 事業実施前年度から10万円以上の拡大	1
		イ 事業実施前年度から30万円以上の拡大	2
		ウ 事業実施前年度から70万円以上の拡大	3
		エ 事業実施前年度から100万円以上の拡大	4
4	自己研鑽	普及センターが実施する研修会や講座や農業大学校が実施する研修の受講	1
5	営農継続	機械・施設の耐用年数期間に継続の意思があり、本人に事故があった場合の機械・施設の利用体制が確保される	1
6	地域貢献	地域農業の維持・発展に貢献する意欲を強く有しており、本事業の取組みが地域農業の発展に寄与すること。	1
7	申請者の年齢	申請年度の4月1日時点で65歳以下であること。	1

<留意事項>

1) 採択最低点の設定

No1～3 (1点)、No4 (1点)、No5 (1点)、No6 (1点) の4点を採択最低点とし、4点未満の者は採択しない。

2) ポイントの高い順に予算の範囲内で候補者を選定するものとする。なお、同ポイントの場合は下記の基準により候補者を決定する。

ア 「4点」の数が多い方を選定する。

イ 「4点」の数も同数の場合は、「3点」の数が多い方を選定する。

ウ 「3点」の数も同数の場合は、「2点」の数が多い方を選定する。

エ 上記ア～ウで同ポイントの場合は、補助金額の低い事業を優先的に採択する。

関係様式提出一覧  
添付資料

計画承認申請	交付申請	実績報告	実施状況報告
<p>別記様式1〔承認申請かがみ〕 別記様式1-1〔総括表(計画)〕 ※事業実施主体が複数の場合添付。 別記様式2〔事業実施計画書〕 別記様式3〔農業経営の現状及び目標〕 ・見積書(写)、カタログ ・機械・施設の管理運営規定 ・利用簿(機械施設利用実績の記録様式) ・多様な農業人材経営計画書(写し) ※共同申請の場合は両名分 ・共同利用に関する規約等 ※共同申請の場合に限る 別紙様式7 誓約書 ※共同申請の場合は連名</p> <p>機械導入の場合 別記様式4〔利用面積等算出調書〕 導入する機械・器具等の保管場所の位置図</p> <p>施設導入の場合 別記様式5〔利用面積等算出調書〕 施設等の位置図、平面図、設計書</p> <p>※中古機械・施設の導入の場合は、価格の適正性が確認できる資料、遊休施設の補修等の場合は、補修等により適正な耐用年数を有することが確認できる資料</p>	<p>第1号様式〔申請書かがみ〕注1) 別記様式1-1〔総括表(計画)〕 ※事業実施主体が複数の場合添付 別記様式2〔事業実施計画書〕 実施設計書(施設導入の場合)</p> <p>県税事務所が発行する完納証明書※1 市町で発行する個人県民税の滞納がないことの証明書※2 ※1、※2 県税(個人県民税、延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に滞納が無いことを証明するために添付</p>	<p>第4号様式〔実績報告書かがみ〕注1) 別記様式1-1〔総括表(実績)〕 ※事業実施主体が複数の場合添付 別記様式2〔事業実施報告書〕 様式1号 竣工届 注2)</p> <p>出来高設計書、</p>	<p>別記様式6〔状況報告かがみ〕</p>

注1) 第1号様式、第4号様式は、「同事業費補助金交付要綱」を参照。

注2) 様式1号は、「同事業事務の取扱いについて」を参照。

別記様式 1

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

○○市町長 氏 名

年度多様な農業人材支援事業実施計画書の（変更）承認申請について

多様な農業人材支援事業実施要領第 3 の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

注) 事業実施主体が複数の場合は、総括表（別記様式 1 - 1）を添付すること。

別記様式 1 - 1 [事業実施主体が複数の場合のみ添付する]

○年度多様な農業人材支援事業総括表 (計画・実績)

(〇〇市町)

No.	事業実施主体名	事業の内容	事業費 (円)	負担区分			備考
				県補助金 (円)	市町費 (円)	その他 (円)	
1							
2							
3							
4							
5							
合 計							

注) 事業実施主体が複数の場合のみ、別記様式 1 に添付する。

注) 計画書提出時は計画、実績報告提出時は実績と括弧内の記載を書き換えること。

注) 課税事業者の場合は、備考欄に課税事業者と記載すること。

別記様式 2 (個別申請の様式)

年度  
多様な農業人材支援事業実施計画書 (報告書)

1 事業実施主体の概要

市町名	
氏 名	( 歳※1)
住所及び連絡先	〒 電話番号 ( ) e-mail
多様な農業人材経営計画の認定	○年○月
地域計画名	※2
地域計画に位置づけられた年度	※3 年度

注)※1 年齢は事業実施年度の4月1日の年齢を記載する。

注)※2 地域計画に位置づけられた(位置付けられていない場合は位置づけられる予定)地域計画名を記入する。

注)※3 位置付けられていない場合は、位置付けられた年度を位置けられる予定年度に書き換え、記載する。

注)※4 個別利用と共同利用を組み合わせることはできません。

別記様式 2 (共同申請の様式)

年度  
多様な農業人材支援事業実施計画書 (報告書)

甲と乙は、農業機械・施設等の共同購入・利用を目的に、多様な農業人材支援事業実施要領第3の規定に基づき、下記のとおり合意の上、共同で申請します。

記

- 1 甲が代表して、当補助金の実施に係る手続き一式を行います。
- 2 甲は、本共同申請により甲及び乙に対し交付決定がなされた補助金全額を受け取るとともに、乙に対して速やかに乙が受領すべき補助金相当額を支払います。

1 事業実施主体の概要

市町名	
氏名	(甲) ( 歳※1) (乙) ( 歳※1)
住所及び連絡先	(甲) 〒 電話番号 ( ) e-mail (乙) 〒 電話番号 ( ) e-mail
多様な農業人材経営計画の認定	(甲) ○年○月、(乙) ○年○月
地域計画名	(甲)○○地区、(乙)○○地区 ※2
地域計画に位置づけられた年度	(甲) 年度、(乙) 年度 ※3

注)※1 年齢は事業実施年度の4月1日の年齢を記載する。

注)※2 地域計画に位置づけられた (又は位置付けられることが確実と見込まれること) 地域計画名を記入する。

注)※3 位置付けられてない場合は、位置付けられた年度を位置付けられる予定年度に書き換え、記載する。

注)※4 個別利用と共同利用を組み合わせることはできません。

別記様式 2 (共通の様式)

2 事業の目的

3 事業の内容及び事業費等

受益面積		事業の内容	構造規格能力等	事業費(円)	負担区分			備考
作物名	作付面積(a)				県補助金(円)	市町費(円)	その他(円)	
								予定工期 ○年○月～○年○月 設置場所 ○○番地 借入予定資金名○○円 仕入れに係る消費税相当額 該当なし
合 計								

注) 受益面積の欄は、上段に多様な農業人材経営計画の目標年度の状況、下段に事業実施年度の翌々年度の状況を記入する。

注) 備考欄に、予定工期、設置場所、借入予定資金名、金額等を記入するとともに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち県補助金○○○円」を、同税額が無い場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

注) 実績報告の場合、交付決定時から変更がある場合は変更部分を二弾書きとし、交付決定時を括弧書きで上段に記入すること。

注) 共同申請の場合は、受益面積について、甲乙の内容が分かるように、別々に記入すること。

4 添付資料

(共通)・別記様式 3 (農業経営の現状及び目標)

- ・多様な農業人材経営計画書(写し) ※共同申請の場合は、両名分が必要です。
- ・機械・施設の管理運営規定、利用簿
- ・導入する機械・器具等の保管場所及び施設等の位置図
- ・共同利用に関する規約等(共同申請の場合に限る)
- ・別記様式 7 誓約書 ※共同申請の場合は甲乙の連名で記入してください。

(機械・器具の導入)・別記様式 4 (機械・器具の規模決定及び利用面積等算出調書)

- ・導入する機械・器具等の見積書(写し)及びカタログ(型式、作業能率等が確認できるもの)

(施設の導入)・別記様式 5 (施設の規模決定及び利用面積等算出調書)

- ・施設の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(写し)及びカタログ(型式、作業能率等が確認できるもの)

(その他)・中古機械・施設の導入の場合は、価格の適正性が確認できる資料

- ・遊休施設の補修等の場合は、補修等により適正な耐用年数を有することが確認できる資料

(別記様式3) 農業経営の現状及び目標

※共同申請の場合は、申請者ごとに作成すること。また、甲乙が分かるように、申請者名を記載すること。

甲・乙 氏名 \_\_\_\_\_

1 作付面積及び作業受託面積 (a)

項目	内容	事業実施前年度 (年度)①	事業実施年度の翌々 年度(目標年度) (年度)②	②-①
作付面積 (a)	〇〇(品目名)			
	〇〇(品目名)			
	〇〇(品目名)			
	合計			
作業受託 (a)	〇〇(品目名)の▲ ▲(作業名)			

2 積極的な営農展開

	項目	取組内容
<input type="checkbox"/>	①新たな品目の導入	
<input type="checkbox"/>	②スマート農業機械の導入	
<input type="checkbox"/>	③環境にやさしい農業	

※①は事業実施前年度から事業実施翌々年度までに取り組む場合に☑し、取組内容を記載する。

※②は本事業で導入する場合に☑し、導入する機械名を記入する。

※③は事業実施前年度から事業実施翌々年度までに取り組む場合に☑し、取組内容を記載する。

※要望調査時に取り組むとした項目に☑し、具体的な取組内容を記載する

3 販売金額 (円)

品目	事業実施前年度 (年度)①	事業実施年度の翌々 年度(目標年度) (年度)②	②-①
計			

4 農業大学校や農業改良普及センター等が実施する研修(現状と計画)

--

5 地域農業への貢献に関する取組み

--

※本事業計画が地域農業の維持・発展に資する取組みであることを具体的に記載すること

(別記様式4) 施設の規模決定及び利用面積等算出調書 (機械の導入)

1 今回導入分機械・器具の概要

機械・器具名	規格・能力	台数	対象作業名	受益面積(a)	受益延べ面積(a)	利用期間	利用日数
						○月～○月	

2 既存機械・器具の概要

機械名・器具	規格・能力	台数	対象作業名	利用面積(a)	導入年	今後の扱い

注) 導入予定機械・器具と同種で現在所有している機械・器具について記入すること。既存機械は原則廃棄すること。

3 今回導入機械規模決定根拠

--

4 本人に事故があった場合の機械・器具の利用体制

受入先氏名	本人との続柄
(○歳)	

(別記様式5) 施設の規模決定及び利用面積等算出調書(施設の導入)

1 施設設置場所(用地の取得状況)

施設等名	設置場所	面積(m <sup>2</sup> )	用地の取得時期 (年月)	備考 (取得方法等)

注) 取得時期は、購入時期あるいは、耐用年数相当分の長期貸借契約を締結した時期、備考は取得完了日を記入すること。

2 施設の利用計画

--

3 本人に事故があった場合の施設の利用体制

受入先氏名	本人との続柄

注) 事業実施主体が個人の場合に記入すること。受入先の年齢も記入すること。

4 施設の施工方法

施工方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行 (いずれかに○をする)
------	------------------------------------

- ※直営施行：事業実施主体が実施設計図書等に基づき直接に材料を購入、現場労働者の雇用、作業の指示を行い、事業を完成させる
- ※請負施行：事業実施主体が請負者を定め、実施設計図書に基づき、所定の請負金額をもって工事を完成させる。
- ※委託施行：事業実施主体に代わり業務を設計事務所等に委託し、所定の金額をもって実施設計図書の作成から工事の完成まで行う。
- ※代行施行：他者に事業の一切を委託し事業を実施すること

(別記様式6)

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

○○市町長 氏 名

年度多様な農業人材支援事業の実施状況について

年度多様な農業人材支援事業実施要領第8の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

報告事業一覧表

事業実施主体	総事業費(円)	県補助金(円)	備考
計			

※共同申請の場合は、事業実施主体の欄は、甲乙の両名を併記すること。

別記様式6-1を添付すること(共同申請の場合は、甲及び乙で別々に作成し、添付すること)

## (別記様式 6—1)

## 年度多様な農業人材支援事業実施状況報告書

事業実施年度	年度	事業実施主体名	導入機械・施設
--------	----	---------	---------

※共同申請の場合は、事業実施主体名は甲又は乙の名前を記入すること。

## 1 作付面積、作業受託の状況

項目	内容	事業実施前年度 ( 年度)	目標年度(計画) ( 年度)	事業実施年度 ( 年度)	翌年度 ( 年度)	翌々年度 ( 年度)
作付面積 (a)	(品目)					
	合計					
作業受託面積 (a)	(品目・作業名)					

## 2 販売金額

(円)

品目	事業実施前年度 ( 年度)	目標年度(計画) ( 年度)	事業実施年度 ( 年度)	翌年度 ( 年度)	翌々年度 ( 年度)
計					

## 3 積極的な営農展開、研修への参加、地域貢献の実施状況について

## 4 事業効果及び改善方策

※翌々年度(目標年度)に計画が達成されていない場合は、表を追加等して次年度も報告するものとする。以降、同様の扱いとする。

(別記様式 7 (個別申請))

## 誓 約 書

香川県知事 殿

私は、下記の事項について誓約します。

- 1 実施計画書等提出書類について事実と異なる内容を記載する等、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合、補助金を返還すること又は交付されないことに依存ありません。
- 2 実施計画書等提出書類に記載された個人情報について、関係機関※がこの補助事業の事務に必要な範囲内で利用することに同意します。  
※県、市町、農業委員会、香川県農業協同組合、農業共済組合等
- 3 (申請者が公務員・会社員の場合)  
農業への従事に関して職場での必要な認可等を取得しています。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 5 申請日時点において、農業経営を開始・継続しており、今後も継続する意思を有しています。
- 6 整備した処分制限財産について、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保にしようとするときは、あらかじめ財産処分の申請を行います。
- 7 申請内容の証拠書類を保存するとともに、申請の内容について検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。

年 月 日

氏 名

※共同申請の場合は、甲及び乙の連名とすること。